

# 危険ドラッグは違法です

～鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例を改正～

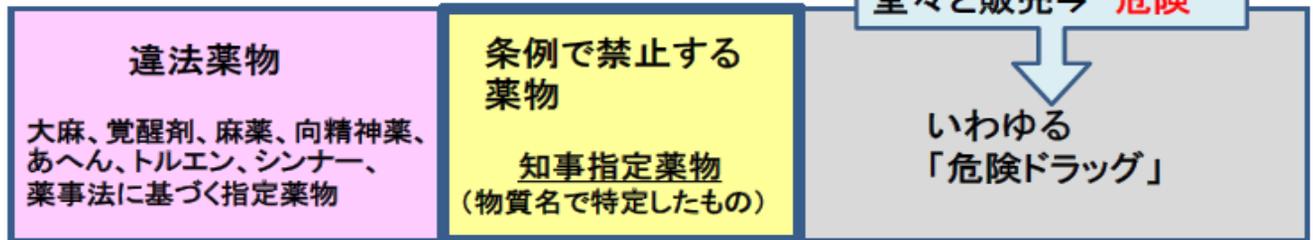
危険ドラッグの使用による重大な健康被害や事故などが県内でも発生しています。

鳥取県では、合法ハーブなどと称して販売されてきた危険ドラッグについて、麻薬・覚醒剤などと同程度に興奮や幻覚などの作用があり、健康被害を及ぼすものを「危険薬物」として、使用、販売等を禁止します。違反者には、罰則が科されることもあります。

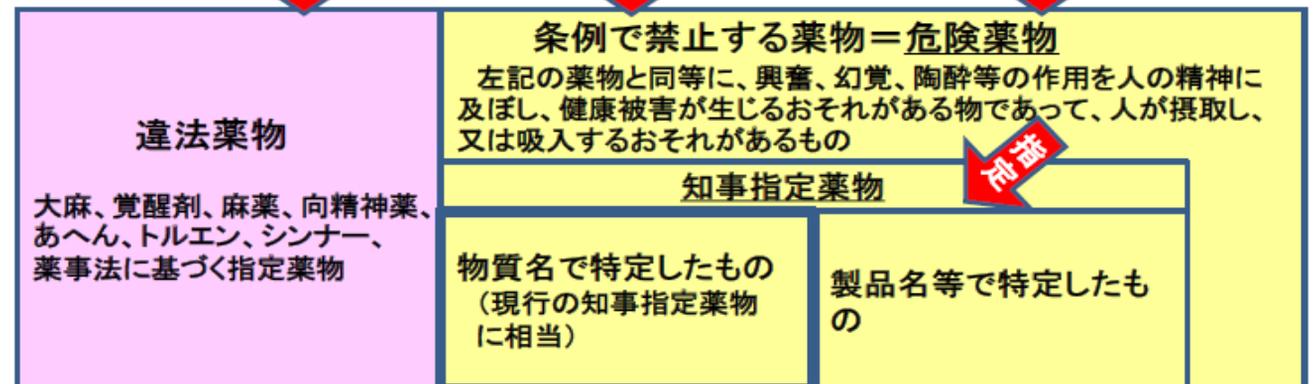


## ■改正の概要

### 【条例改正前】



### 【条例改正後】



名称、形状、表示内容、販売方法等から、知事指定薬物の指定を検討するもの

知事指定候補薬物  
【届出義務を課す】

# ■ 禁止行為と罰則

	禁止行為等	警告	命令	行為違反	命令違反
危険薬物	製造・栽培	○	○	【知事指定薬物】 ※物質指定分のみ 1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金	2年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金
	販売・授与、販売・授与目的の貯蔵、陳列	○	○		
	広告	○	○	—	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
	購入、受領、所持	○	○	—	
	摂取、吸入	○	○	—	
	場所の提供・あっせん	○	○	—	
立入等	立入拒否・虚偽答弁等	—	—	20万円以下の罰金	—

## 鳥取県内でも危険ドラッグにからむ事件・事故が発生しています

- H26.4兵庫県の30代男性が危険ドラッグを吸引後に兵庫県稲美町と智頭町で車を盗んで、鳥取自動車道を逆走しながらパトカーとカーチェイスをした。
- H26.7 米子市の30代男性が米子市内で自動車物損事故を起こし、事故捜査の過程で、危険ドラッグが発見された。警察の調べで、当時の鳥取県の知事指定薬物「 $\alpha$ -PHP」が検出され、条例違反(知事指定薬物の所持)により警告を行った。



## 危険ドラッグは有害！絶対に手を出さないで！

使用すると急性中毒で呼吸困難を起こしたり、死亡することもあります。異常行動を起こして他者に危害を与える可能性もあります。依存性も強く大変危険です。

### 【危険ドラッグ・薬物乱用に関するご相談・ご連絡先】

◎鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課  
TEL 0857-26-7203  
電子メール iryoushidou@pref.tottori.jp

◎精神保健福祉センター  
TEL 0857-21-3031

◎最寄りの総合事務所福祉保健局等  
東部福祉保健事務所 TEL 0857-22-5691  
中部総合事務所福祉保健局 TEL 0858-23-3144  
西部総合事務所福祉保健局 TEL 0859-31-9316

◎警察本部薬物110番  
TEL 0857-26-3774

※本リーフレットに掲載した写真は、違法薬物が検出された製品の事例として厚生労働省ホームページより引用したものです。